

## 随意契約理由書

件名	港島トンネル換気設備年次点検整備業務
契約の相手方	パナソニック環境エンジニアリング(株) 西日本支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、換気設備年次点検整備計画に基づき、良好な機能を維持するための点検業務である。</p> <p>港島トンネル換気設備は川崎重工業株式会社が独自の技術により設計製作を行っている。そのため、設備の点検整備には川崎重工業株式会社の有するノウハウが必要である。</p> <p>パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、当該設備の製作及び据付を行った川崎重工業株式会社より、点検整備業務を移管されており、機器の構造・制御等について熟知し、本業務で生じた技術的な問題に対しても迅速に対応でき、かつ安全に履行することができる唯一の業者である。</p> <p>以上により、上記業者との随意契約の締結を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務課設備保全所 (電話番号 078-303-1414)